

ご意見募集！（パブリックコメント）

「鹿児島市空き家等対策計画」の改定素案について ～空き家に関する施策を推進～

本市では、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年12月に「鹿児島市空き家等対策計画」を策定、令和4年4月に改定しておりますが、計画期間が令和8年度に期間満了を迎えることから、本計画の改定に着手し、この度、改定素案がまとまりましたので公表します。

皆さまのご意見を参考にさせていただきながら、策定してまいりたいと考えておりますので、ご意見をお寄せください。

1 意見の募集期間

令和8年10月9日（金）～令和8年11月17日（火） [当日消印有効]

2 意見の提出方法及び提出先

ご意見の提出の際は、別紙の用紙（任意の用紙でも結構です。）に住所、氏名（法人または団体等の場合は、所在地及び法人名等）、電話番号、素案に対するご意見をご記入のうえ、郵便、FAX、電子メールなど、書面で下記の提出先へご提出をお願いいたします。（郵送の場合は、備え付けの封筒をご利用ください。[送料不要]）

※ご意見は、インターネットの電子申請（LoGo フォーム）からも提出できます。

二次元コード
（ホームページ）



【提出先】

郵 送	〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市 建築指導課		
F A X	099-216-1389		
電子メール	kshido-kenan@city.kagoshima.lg.jp		
電子申請 (LoGo フォーム)	鹿児島市ホームページから検索 <table><tr><td>パブコメ 空き家</td><td>検索</td></tr></table>	パブコメ 空き家	検索
パブコメ 空き家	検索		

二次元コード
（電子メール）



二次元コード
（LoGo フォーム）



3 意見の提出に際しての留意事項

(1) 対象となる方

- ① 鹿児島市に住所を有する方
- ② 鹿児島市に通勤・通学する方
- ③ 鹿児島市に事務所又は事業所を有する方

(2) 意見提出時の記載事項

ご意見の提出にあたっては、住所、氏名（法人または団体等の場合は、所在地及び法人名等）及び電話番号を必ず記載してください。

また、住所が市外の場合は、（本市に通勤、通学 / 本市に事務所又は事業所を有する）のいずれかに○をつけてください。

(3) その他

- ① 電話や口頭による意見提出はできませんので、文書または電子申請システム（LoGo フォーム）から提出してください。
- ② 匿名や住所等の記載がない場合は、書面で提出されても受付できません。
- ③ 期限を過ぎて提出されたご意見は、パブリックコメント手続による意見としての取扱いはできませんので、提出期限にご留意ください。

4 お寄せいただいた意見の取扱い

(1) お寄せいただいたご意見につきましては、一覧表にまとめて、その概要とご意見に対する検討結果を市ホームページ、市政情報コーナー（みなと大通り別館 1 階）等で公表いたします。

なお、提出された個々のご意見への回答をご希望の方は、直接お問い合わせください。

(2) 意見募集結果の公表の際は、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

5 お問い合わせ先

鹿児島市 建築指導課

TEL：099-216-1358（直通）

FAX：099-216-1389

電子メール：kshido-kenan@city.kagoshima.lg.jp

鹿児島市空き家等対策計画の改定の概要

1 計画について

- ・「鹿児島市空き家等対策計画」（平成 29 年 12 月策定、令和 4 年 4 月改定）は、空き家法第 7 条第 1 項に基づく計画
人口減少や少子高齢化の進行などに伴い、増加が予想される空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの
- ・現計画は 8 年度までとなっていることから、今回 2 回目の改定を行うもの。

2 主な改定内容

（１）計画期間

令和 9 年度から令和 13 年度まで

（２）空き家等の現状の更新

5 年住宅・土地統計調査（5 年ごと実施）の結果等に基づく更新

7 年度に市が実施した「空家等実態調査」の結果等（空家棟数 8, 510 棟）の記載

（３）空き家等対策の施策の追加

R5 法改正に伴う管理不全空家等の定義及び措置（指導・勧告）内容

空き家バンク制度（5 年度開始）など

3 改定予定日

令和 9 年 3 月